四郷ジュニア体操クラブ規約

第1条　名称
このクラブは(四郷ジュニア体操クラブ）と称し、英文では、(Yogo Junior Gymnastics Club）と称し、また通称は、(四郷ジュニア)と称する。

第2条　事務所
当クラブの事務所は代表宅とする。

第3条　目的
当クラブは、体操競技の普及および振興を図り、会員の健全な心身を育成するとともに相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条　事業
クラブは前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
（1）通常の練習
（2）公式試合への参加
（3）年1回以上テストの実地
（4）夏、冬合宿および短期教室の開催
（5）発表会の開催
（6）その他、目的の達成に必要な為の活動

第5条　会員
当クラブの会員は、当クラブの目的に賛同し入会した者とする。

第6条　入会
会員として入会しようとする者は、入会申込書、同意書を代表へ提出し、当クラブの承認を得るものとする。入会後入会申込事の記述事項に変更が生じた場合には速やかに届け出なければならない。

第7条　会費
会員は年会費、月会費を支払わなければならない。

第8条　会費等の支払
会員は当クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければならない。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法は当クラブが定めたものとする。

第9条 会費の不返還
納入した会費は、理由の如何とわず返還しない。

第10条　退会
会員は退会届けを代表に提出し、任意に退会することが出来る。
但し、1ヶ月前までに申し出を出した場合とする。
やむを得ず、申し出を1ヶ月を切ってしまう場合には翌月の会費も支払わなければならない。

第11条　休会
会員が事前に休会届けを代表に提出したものは、休することが出来る。但し、10日前までに申請したものとする。期間は最長6ヶ月間、過ぎる場合には退会扱いとする。休会中の会費は発生しない。10日前迄に連絡がない場合には会費を支払わなければならない。

第12条　事故の責任
（1）活動に関しては指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
活動中に傷害などの事故がおきても、指導者に重大な過失がない限り、その責任追及は行わない事とし、スポーツ保険の対象範囲内で対応する。
（2）駐車場における事故や盗難に関しても責任追及は行わない事とする。

第13条　卒業生
クラブを最終学年で卒業した会員はOB、OGとし、以降練習に自由に参加できる。1回の会費は500円とする。ただし指導者からの指導はない。指導を求める場合には一回1,500円とする。

第14条　写真、動画
練習中や試合中、発表会等に撮影した写真や動画は当クラブのホームページ、ポスター、インスタグラム等へ使用します。

第15条　細則
本規約に定めていない事項及び事務遂行上必要な細則は当クラブが定めたものとする。

2024年3月1日改訂